

介護保険負担限度額認定申請に関するご案内（令和3年8月以降）

●介護保険負担限度額申請の要件

【次の（１）、（２）のどちらかに該当する場合に対象となります。】

（１）次の要件すべてに該当する。※該当しない要件がひとつでもある場合は認定対象となりません。

□ 世帯全員が市民税非課税である。

配偶者（内縁、または世帯を分離している配偶者を含む）がいる場合、配偶者も市民税が非課税である。

□ 預貯金等の資産が次のいずれかに当てはまる。

1. 本人年金収入等が年間80万円以下の方の場合

⇒単身者：650万円以下 配偶者がいる場合：1650万円以下（本人＋配偶者）

2. 本人年金収入等が年間80万円超、120万円以下の場合

⇒単身者：550万円以下 配偶者がいる場合：1550万円以下（本人＋配偶者）

3. 本人年金収入等が年間120万円超の方の場合

⇒単身者：500万円以下 配偶者がいる場合：1500万円以下（本人＋配偶者）

※第2号被保険者の方については、単身者：1000万円、本人＋配偶者：2000万円が上限となります。

（２）本人が生活保護を受けている。

【手続きの方法】

① 別紙「介護保険負担限度額認定申請書」とその裏面「同意書」に必要事項を記入してください。

② 預貯金等の資産の確認のために、「預貯金等の通帳等の写し」が必要です。

・最新の残高が記載された通帳の口座名義人、口座番号、直近2か月分の取引と残高が確認できるものをご提出ください。

・複数の口座をお持ちの場合は全ての通帳等の写しが必要です。

・負債がある場合は「負債残高が分かる書類の写し」等を用意してください。

・株式や有価証券をお持ちの場合はその株数や残高が分かるものが必要です。

※記帳をした結果、最終の履歴が概ね申請日より1か月前までのものがある場合には写しに「〇月△日に記帳済み、以降取引履歴なし」など、直近の履歴がない旨をわかるよう記載してください

※直近2か月の間に通帳を繰り越している場合には、繰り越し前の通帳の写し（口座名義人の確認できるページ及び取引履歴のページ）も必要です。

※配偶者（内縁、または世帯を分離している配偶者を含む）がいる場合は、配偶者の分も必要です

◎預貯金等について

預貯金等の資産に含まれるもの（資産性があり、換金性が高く価格評価が容易なもの）	預貯金等に含まれないもの
預貯金（普通・定期）	・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	・絵画、骨董品、家財など
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高で時価評価額が容易に把握できる貴金属	借入金、住宅ローンなどの負債
投資信託	預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書や残高証明などで確認）
タンス預金（現金）	

◎個人番号について

申請書の表面には個人番号（マイナンバー）を記載する欄がありますが、記載しなくても申請は可能です。記載された場合には次の①、②のうち、いずれかの写しの提出、もしくは提示が必要です。

- ①個人番号カード（マイナンバーカード）の表面・裏面
- ②個人番号が記載された住民票の写し等と、顔写真がある身分証（運転免許証など）1点もしくは、顔写真のない身分証（健康保険者証、介護保険者証、年金手帳など）2点

提出前確認用チェックシート （提出前に以下の点をご確認ください）

申請書

確認する部分	✓欄
配偶者の有無に○印がされている	
配偶者“有”の場合、配偶者の氏名・生年月日・住所・課税状況等が記入されている。	
収入等に関する申告の該当部分にチェックされている。	
預貯金等に関する申告にチェック及び、金額の記載がある。	
申請者記載欄に氏名・住所・本人との関係・連絡先が記入されている。 ※被保険者本人が申請する場合は不要	
裏面の<本人>記載欄に住所・氏名が記入されている。※配偶者の分も	

添付書類

確認する部分	✓欄
被保険者本人名義の通帳の写しが全てそろっている。	
配偶者がいる場合、配偶者名義の通帳の写しが全てそろっている。	
投資信託がある場合、口座残高や資産残高報告書等の写しがそろっている。	
有価証券（株式）がある場合、銘柄・保有株数がわかる書類の写しがそろっている。	
出資金の出資をしている場合、出資金額を示す証書等の写しがそろっている。	
申請書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合、添付が必要な書類が全てそろっている。	

【事務担当】大和市介護保険課 給付係 TEL 046(260)5168